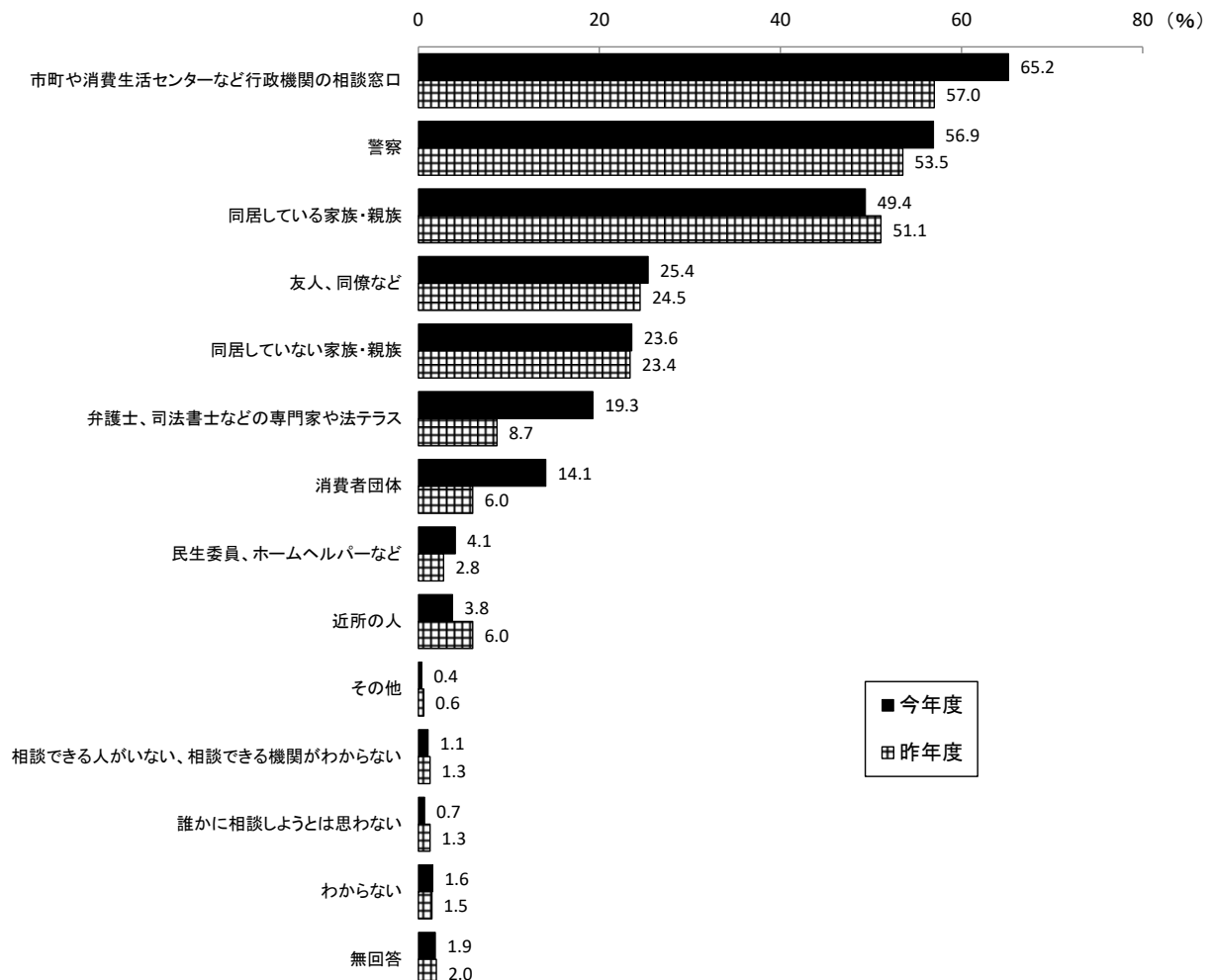


## 10. 消費生活に関することについて

### 10-1. 被害を受けた時の相談相手

Q10-1 あなたは、強引な勧誘や詐欺的な勧誘を受けた場合や、そのような勧誘により契約を締結してしまった場合、誰に相談しようと思いますか。  
(〇はいくつでも)



被害を受けた時の相談相手について、「市町や消費生活センターなどの行政機関の相談窓口」が65.2%と最も高く、次いで「警察」が56.9%、「同居している家族・親族」が49.4%の順となっている。昨年度と比較すると、「弁護士、司法書士などの専門家や法テラス」が10.6ポイント、「市町や消費生活センターなどの行政機関の相談窓口」が8.2ポイント、「消費者団体」が8.1ポイントそれぞれ上昇し、「近所の人」が2.2ポイント、「同居している家族・親族」が1.7ポイント低下している。